

【特別調査報告】名古屋勝鬘寺史料



## 緒言

名古屋勝鬘寺は、愛知県名古屋市中に所在する真宗大谷派寺院である。山号を寂光山といい、針崎勝鬘寺（現愛知県岡崎市）の了意が天正年間（一五七三—一九二）に清洲城下において一字別立したことに始まるという。いわゆる三河三か寺の一で、永禄七（一五六四）年に三河一向一揆が敗北した後、家康領国外で活動を継続していた針崎勝鬘寺が、尾張における拠点として創立したものとみられる。その後、慶長十七（一六一二）年の清洲越で名古屋城下に移り、寛永九（一六三二）年に成瀬正虎の請があり尾張藩祖徳川義直により現在地に移された。本堂も古式豊かで歴史的由緒のある寺院であり、三河針崎勝鬘寺や尾張国諸末寺、尾張徳川藩との関係など、注目すべき歴史的事実があることは見込まれていたが、本格的な研究は着手されず、長らく課題のままであった。

そうしたところ、二〇一八年十二月に、勝鬘寺住職の後藤順生氏より、宇治谷顕氏のご紹介を通じて、古文書整理・解読のご依頼を受けた。そこで、古文書一括をお預かりしたが、内容のある文書が多く、また諸般の事情もあつて、調査整理に時間を費やすことになってしまった。このたび、ようやくおおよその整理を終えたので、ここに調査報告を公表する次第である。遅延をお詫び申し上げますとともに、史料の整理・調査から、今回の目録の作成・公開に至るまで、ご高配、ご了承をいただいた勝鬘寺住職後藤順生氏に深く謝意を表する次第である。

お預かりした時点で、文書箱に収められた古文書類とともに、各古文書について、封筒で仮分類はなされていたので、整理もそれに従って進めた。以下が合計七六点の史料の仮分類である。

- 【A】 文書箱内 二七点
- 【B】 朱印状写 四点
- 【C】 切支丹宗門改 一四点
- 【D】 経済関係 一二点
- 【E】 当寺諸堂造営史料 八点
- 【F】 諸寺宝物弘通史料 五点
- 【G】 弘化四年三河乗蓮寺改派一件 二点
- 【H】 安政三年勝鬘寺勸進相摸 三点
- 【I】 追加 一点

【A】 文書箱内（二七点）の古文書の種類は多岐にわたる。細かな内容も多く、それぞれに検討すべき点が見出せるが、ここでは東本願寺第一三代宣如の御書、そして勝鬘寺史に関わる系図、寺誌に注目し、それぞれ翻刻・解説を行う。

【B】 朱印状写（四点）は三河国勝鬘寺の寺地安堵に関する朱印状類である。もつとも古い貞享二（一六八五）年のもののみ、翻刻・解説を付す。

### 名古屋勝鬘寺文書史料目録

【C】切支丹宗門改（一四点）は、江戸時代の宗教政策の基本である切支丹（キリシタン）禁令に基づく宗門改の関係文書類である。尾張国内の勝鬘寺末寺各々から勝鬘寺への宗門送り一札（檀那寺を末寺から勝鬘寺に変更する手続き）が多いが、これは各地から名古屋城下への移住を示すものとも捉えられ、興味深い。

【D】経済関係（一二点）は確かに金銭の関わるものが多いが、内容は多様で、本末関係や堂舎造営に関するものも含まれている。

【E】当寺諸堂造営史料（八点）は、文字通り勝鬘寺の諸堂造営に関するもので、細かな建物の修復にかかる費用等も知られる。

【F】諸寺宝物弘通史料（五点）は、尾張国各地の一般末寺が名古屋城下で出開帳を行うことを示す内容で、その実態を明示する史料群として貴重である。

【G】弘化四年三河乗蓮寺改派一件（二点）は幕末に三河国内の末寺乗蓮寺が宗派離脱を企図した事件の記録で詳細な内容が綴じられている。

【H】安政三年勝鬘寺勸進相撲（三点）はまた幕末に勝鬘寺境内において相撲興行が実施されたことに関するおもしろい文書類である。

【I】追加（一点）は故人の祠堂に関する取り決めの内容である。

以上の史料からは真宗寺院史のみならず、近世都市社会史に関する内容を見出すこともできる。詳しく検討すべき歴史的価値がある。なお、整理作業には主に千枝大志・川口淳の両所員と所長の安藤が当たった。

（文責 安藤 弥）

\*目録の表記については、原則として、史料番号・史料名称・形態・頁数・寸法・年代・宛先・差出（もしくは作者）・備考の順に記した。

### 【A】文書箱内

一 「宣如御書 勝鬘寺十五日講中」 卷子 一卷 《史料翻刻(1)》

〔寸法〕 縦一八・一cm×横九七・五cm

〔年代〕 (年不詳) 二月六日(江戸時代)

〔宛先〕 尾州愛智郡／名護屋勝万寺／十五日講中

〔差出〕 宣如(花押)

〔備考〕 東本願寺第一三世宣如上人御書。御書箱(全高二〇・三cm×全長二二・七cm、さなだ紐:縦〇・五cm×横五〇・七cm)。

二 (村手瀧野昔語覚書) 縦帳 一冊

〔寸法〕 縦二四・八cm×横一七・三cm

〔年代〕 天保七年申一二月一六日(一八三六)

〔宛先〕 材手孫兵衛様／御一統御方々様

〔差出〕 村手瀧野

三 「奉願上候御事」(勝鬘寺(院代法光寺) 上京にて往来二〇日、笹屋

町乗西寺へ寺役を申し付け置くことを、寺社御奉行所に許容される

よう願い上げにつき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三一・六cm×横三八・七cm

〔年代〕 天保九年戊閏四月(一八三八)

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 大津町下／勝鬘寺地中／法光寺(印)

〔備考〕 割印あり。付属紙(願之通承届候……閏四月九日)あり。

四 「奉願上候御事」(勝鬘寺実子新発意なく、願得寺弟達英を貰い請る

ことの許容願い上げにつき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三三cm×横四五cm

〔年代〕 天保一四年卯七月(一八四三)

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 勝鬘寺／達雄／(貼り紙) 大津町下／勝鬘寺代／法光寺

五 「しやう免の事」(金廿両) 豎帳 一枚

〔寸法〕 縦二八・三cm×横五〇・一cm

〔年代〕 天保十五ねん／たつの三月廿七日(一八四四)

〔宛先〕 はしもと／ゑびや／御とりかえ

〔差出〕 伝馬町／ゑびや／玉

〔備考〕 虫損によりほとんどの文字が判読できない。

六 「御訴訟奉申上候御事」控(勝鬘寺、聴信寺の離末問題につき)

豎帳 一冊

〔寸法〕 縦二五cm×横一七・二cm

〔年代〕 安政三年辰■(五カ)月(一八五六)

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 勝鬘寺／代／法光寺

〔備考〕 状態少悪(虫損)。

七 「寄附目録(賢治院釈妙孝俗名村上瀧野女)」 豎帳 一冊

〔寸法〕 縦二四・七cm×横一六・七cm

〔年代〕 万延元年五月六日(一八六〇)

〔宛先〕 ー

〔差出〕 ー

〔備考〕 文政九年六月、安政二年七月の文書写あり。

八 「御達申上候御事」(法光寺普観、三河勝鬘寺より帰寺次第、寺社御

奉行所へ御達する旨につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二四・五cm×横三四・七cm

〔年代〕 (年不詳) 子六月一九日(江戸時代)

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 大津町下／法光寺／普観

〔備考〕 朱書きで「天保十一庚子○嘉永五年壬子年」とある。「子」から推測した年代の追記。

〔宛先〕 浜尾／平六様

〔差出〕 勝鬘寺／納所

一二（おちよ様病気で物入のための借金利息返済延滞につき一件下書）

切紙 一枚

九（金子二百足拙僧より返金により受け取り願） 継紙 一枚

〔寸法〕 縦一四・三cm×横四八・二cm

〔年代〕（年不詳）二月二十五日（江戸時代）

〔宛先〕 |

〔差出〕 |

〔寸法〕 縦一五・一cm×横九七・五cm

〔年代〕（年不詳）五月六日（江戸時代）

〔宛先〕 浜尾／平六様

〔差出〕 勝鬘寺／納所（印）

一三（親鸞六字名号一幅を浅田村性海寺から勝鬘寺へ預ける旨を飛脚

に指示した書） 切紙 一枚

〔寸法〕 縦一六cm×横一三五cm

〔年代〕（年不詳）三月二十四日（江戸時代）

〔宛先〕 八木久三郎様

〔差出〕 橋本強右衛門

〔寸法〕 縦一四・五cm×横五〇・六cm

〔年代〕（年不詳）一月二十四日（江戸時代）

〔宛先〕 勝鬘寺殿／御納所御衆中

〔差出〕 門間村／以覚寺／納所（印）

一一（おちよ様病気で物入のための借金利息返済延滞につき一件）

切紙 一枚

一四（本山直触控断簡） 折紙 一枚

〔寸法〕 縦三一・一cm×横四一・五cm

〔年代〕（年月日不詳）（江戸時代）

〔宛先〕 |

〔寸法〕 縦一五・一cm×横八九・一cm

〔年代〕（年不詳）五月六日（江戸時代）

〔差出〕―

〔備考〕綴じ穴の痕跡があり、文章が後欠。元は横帳形態で現状はその帳外れ。内容は三・四月に上京すべきことなどが記載。

一五 「寺社御奉行関係書状写綴」 仮綴 一冊

〔寸法〕縦二五・五cm×横一七・五cm

〔年代〕(年月日不詳) (江戸時代)

〔宛先〕―

〔差出〕―

〔備考〕「御達申上候御事」「御達申上候口上覚」等。紙縫りで仮綴。

一六 「御達申上候御事」(佐兵衛金銀出入等一件) 継紙 一枚

〔寸法〕縦一五・一cm×横二七・一cm

〔年代〕(年月日不詳) (江戸時代)

〔宛先〕―

〔差出〕―

一七 「覚」(永代祠堂金の雛形) 切紙 一枚

〔寸法〕縦一六・一cm×横三五cm

〔年代〕(年月日不詳) (江戸時代)

〔宛先〕―

〔差出〕―

一八 (北一色村善行寺と内談仕るにつき書状) 切紙 一枚

〔寸法〕縦一六・三cm×横四三・七cm

〔年代〕(年月日不詳) (江戸時代)

〔宛先〕―

〔差出〕―

〔備考〕状態少悪(虫損)。

一九 「付属紙 徳川十二代家慶代替誓詞の一冊への付属紙カ」

切紙 一枚

〔寸法〕縦一六・七cm×横六cm

〔年代〕(年月日不詳) (江戸時代)

〔宛先〕―

〔差出〕―

二〇 「系図」(勝鬘寺先祖代々) 豎帳 一冊 《史料翻刻②》

〔寸法〕縦二五・二cm×横一七・五cm

〔年代〕(年月日不詳) (江戸時代)

〔宛先〕―

〔差出〕―

〔備考〕寛政二年以降

〔差出〕――

二一 「寺誌」〔勝鬘寺家譜〕 縦帳 一冊 《史料翻刻③》

〔寸法〕 縦二五cm×横一七・八cm

〔年代〕（年月日不詳）（江戸時代）

〔宛先〕――

〔差出〕――

〔備考〕 寛永一七年までの記載あり。

〔宛先〕――

二二 「明治廿三年年忌覚」 切紙 一枚

〔寸法〕 縦一六・一cm×横四三・一cm

〔年代〕（年月日不詳）（明治時代）

〔宛先〕――

〔差出〕――

〔備考〕 冒頭「一、五銭 伏屋」。裏に「寛政五年から明治二年」の記述。表は江戸時代後期か。

〔差出〕 勝鬘寺

〔備考〕 「納骨堂建立記念」寺院パンフレット。

二三 「本山などへの伺書覚」 切紙 一枚

〔寸法〕 縦一七・五cm×横二五cm

〔年代〕（年月日不詳）（明治時代）

〔宛先〕――

二六 「寂光山 勝鬘寺 由緒」パンフレット 一枚

〔寸法〕 縦二一・一cm×横一四・九cm

〔年代〕 昭和六一年（一九八六）

〔備考〕 冒頭「伺／拙者儀本山教用ニ付他行政居候処」、本文中に明治十七年とある。

二四 「如例年祖師忌引上会案内通知」 切紙 一枚

〔寸法〕 縦一四・五cm×横一七・七cm

〔年代〕（年月日不詳）（明治）

〔宛先〕――

〔差出〕 勝鬘寺

〔備考〕 木版刷。

二五 「寂光山 勝鬘寺由緒」パンフレット 一枚

〔寸法〕 縦二一・四cm×横一〇cm

〔年代〕 昭和三〇年四月（一九五五）

〔宛先〕――



〔宛先〕―

〔差出〕勝鬘寺

二七 「寂光山 勝鬘寺 由緒」パンフレット 一枚

〔寸法〕縦二一cm×横一〇cm

〔年代〕平成六年一〇月（一九九四）

〔宛先〕―

〔差出〕勝鬘寺

## 【B】朱印状写

二八 「貞享二年徳川綱吉朱印状写」 竪紙 一枚 《史料翻刻（4）》

〔寸法〕縦四〇cm×横五三・八cm

〔年代〕貞享二年六月一日（一六八五）

〔宛先〕三河国額田郡針崎道場勝万寺

〔差出〕―

〔備考〕状態少悪（虫損・水濡）、綱吉：徳川五代將軍。

二九 「享保三年徳川吉宗朱印状写」 竪紙 一枚

〔寸法〕縦四〇cm×横五三・五cm

〔年代〕享保三年七月一日（一七一八）

〔宛先〕三河国額田郡針崎道場勝万寺

〔差出〕―

〔備考〕状態少悪（虫損・水濡）、吉宗：徳川八代將軍。

三〇 「延享四年徳川家重朱印状写」 竪紙 一枚

〔寸法〕縦三九・八cm×横五三・六cm

〔年代〕延享四年八月一日（一七四七）

〔宛先〕三河国額田郡針崎道場勝万寺

〔差出〕―

〔備考〕貼紙「惇信院様御写」、状態少悪（虫損・水濡）、家重：徳川九代將軍。

三一 「宝暦一二年徳川家治朱印状写」 竪紙 一枚

〔寸法〕縦五〇cm×横五三・三cm

〔年代〕宝暦一二年八月一日（一七六二）

〔宛先〕三河国額田郡針崎道場勝万寺

〔差出〕―

〔備考〕状態少悪（虫損・水濡）、家治：徳川一〇代將軍。

## 【C】切支丹宗門改

三二 一札 (切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三二・九cm×横四四・三cm

〔年代〕 文政八年酉四月(一八二五)

〔宛先〕 水野籐兵衛殿/小山清兵衛殿

〔差出〕 勝鬘寺(印)

三三 一札 (切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三一・三cm×横四二・二cm

〔年代〕 天保七年申三月(一八三六)

〔宛先〕 大津町/勝鬘寺殿/御院代/法光寺殿

〔差出〕 中島郡五城村/愍重寺(印)

三四 一札 (切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二八cm×横三九・一cm

〔年代〕 天保一五年辰三月(一八四四)

〔宛先〕 勝鬘寺殿/院代/法光寺殿

〔差出〕 中島郡東五城村/愍重寺(印)

三五 宗門一札 (切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三二・七cm×横四四・二cm

〔年代〕 嘉永四年亥三月(一八五一)

〔宛先〕 勝鬘寺殿/院代/法光寺殿

〔差出〕 中島郡東五城村/愍重寺(印)

三六 一札 (切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三一・七cm×横四四・九cm

〔年代〕 嘉永四年亥四月(一八五一)

〔宛先〕 成瀬内記殿/成田定之右衛門殿/千村籐右衛門殿

〔差出〕 勝鬘寺

三七 一札 (切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二七・六cm×横三七・九cm

〔年代〕 嘉永五年子四月(一八五二)

〔宛先〕 大津町/勝鬘寺殿/院代/法光寺殿

〔差出〕 中島郡東五城村/愍重寺(印)

三八 一札 (切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三一cm×横四二・五cm

〔年代〕 嘉永六年丑三月(一八五三)

〔宛先〕 勝鬘寺殿

〔差出〕 知多郡横根村/正願寺(印)

三九 一札(切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二八cm×横四〇・八cm

〔年代〕 嘉永七年寅三月(一八五四)

〔宛先〕 勝鬘寺殿

〔差出〕 知多郡横根村/正願寺(印)

四〇 一札(切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二六・五cm×横三六・三cm

〔年代〕 嘉永七年寅四月(一八五四)

〔宛先〕 勝鬘寺殿/院代/法光寺殿

〔差出〕 中島郡東五城村/愍重寺(印)

四一 一札(切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三二cm×横四四・一cm

〔年代〕 安政二年卯三月(一八五五)

〔宛先〕 勝鬘寺殿

〔差出〕 知多郡横根村/正願寺(印)

四二 一札(切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二八・七cm×横三九・九cm

〔年代〕 安政二年卯三月(一八五五)

〔宛先〕 名古屋大津町/勝鬘寺殿/院代/法光寺殿

〔差出〕 中島郡東五城村/愍重寺(印)

四三 一札(切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三二cm×横四四・三cm

〔年代〕 安政三年辰三月(一八五六)

〔宛先〕 勝鬘寺殿

〔差出〕 知多郡横根村/正願寺(印)

四四 一札(切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三〇・一cm×横四〇・九cm

〔年代〕 安政三年辰三月(一八五六)

〔宛先〕 勝鬘寺殿/院代/法光寺殿

〔差出〕 中島郡東五城村/愍重寺(印)

四五 一札(切支丹宗門改につき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二七・九cm×横四〇cm

〔年代〕 安政四年巳三月(一八五七)

〔宛先〕 勝鬘寺殿/院代/法光寺殿

〔差出〕 中島郡東五城村/愍重寺(印)

【D】 経済関係

四六 「飛檐継目につき御印書写」 続紙 一枚

〔寸法〕 縦三〇・三 cm × 横六〇・二 cm

〔年代〕 文政九年二月丙戌二三日巳刻（一八二六）

〔宛先〕 勝鬘寺下尾州／中嶋郡下起村／忍順寺／十一歳／希恩

〔差出〕 川那部帯刀／宗延（花押）／下間宮内卿法印／頼敏（花押）

四七 「地高書入証文之事」（上納金五十両控） 続紙 一枚

〔寸法〕 縦三〇・五 cm × 横三八・八 cm

〔年代〕 天保十一年子四月（一八四〇）

〔宛先〕 名古屋大津町／勝鬘寺様／法光寺様／八木久三郎様／御同行

衆中様

〔差出〕 地主甚九郎印／庄屋庄七印／地主吉兵衛印／庄屋文兵衛印／

地主長左衛門印／庄屋文左衛門印／証人／甚右衛門印／同断／甚平

印／中嶋郡馬寄村／聴信寺印／同行中印

〔備考〕 紙継数二。のりがはがれて二紙に分かれている。

四八 御請書候事（法光寺が勝鬘寺より拝借していたものの返却約束に

つき） 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二七・五 cm × 横四〇 cm

〔年代〕 嘉永七年寅五月（一八五四）

〔宛先〕 勝鬘寺殿／御役者衆中

〔差出〕 願主／法光寺（印）／証人／理相寺慈導（花押）／同／興西

寺智願（花押）

〔備考〕 状態少悪（破れ）。

四九 「一札」（中嶋郡吉田家一統による愍重寺を院代にする吹挙への御

礼ひな形につき） 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三〇・六 cm × 横四一 cm

〔年代〕 安政三年三月（一八五六）

〔宛先〕 吉田家御一統衆中

〔差出〕 愍重寺／同行 誰

五〇 「御訴訟奉申上候御事」（聴信寺離末金子一件につき写）

豎帳 一冊

〔寸法〕 縦二五・二 cm × 横一七・三 cm

〔年代〕 安政三年辰四月（一八五六）

〔宛先〕 御坊／長休寺殿

〔差出〕 勝鬘寺／代 法光寺

〔備考〕 紙三丁、遊紙前・後無、状態少悪（虫損）。

五一 「御地子借用申証文之事」(南法光寺境より北に五間、東西三尺廻

り二坪半の借用と、年貢米のことにつき) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三〇・六cm×横四二・二cm

〔年代〕 万延元年康申五月(一八六〇)

〔宛先〕 勝鬘寺様／御納所

〔差出〕 御門跡当時役人／柴田屋／清兵衛(印)

〔備考〕 状態少悪(虫損)。

五二 「太鼓堂の瓦葺代金支払いにつき願い書」 続紙 一枚

〔寸法〕 縦一八・一cm×横九〇・一cm

〔年代〕 (年不詳) 四月八日(江戸時代)

〔宛先〕 御旦方衆中

〔差出〕 勝鬘寺納所(印)

〔備考〕 紙継数二(①横三七・二cm、②横五二・九cm)。

五三 「おぼへ」(残金頂戴と胴衣など衣類三品預かりにつき)

切紙 一枚

〔寸法〕 縦一五・一cm×横二六・六cm

〔年代〕 (年不詳) 五月朔日(江戸時代)

〔宛先〕 さみんさま

〔差出〕 はる

五四 「乍恐御訴訟奉申上候御事」(聴信寺離末金子一件につき下書)

豎帳 一冊

〔寸法〕 縦三五・七cm×横一七・五cm

〔年代〕 (年不詳) 午閏五月(江戸時代)

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 大津町下／願主／勝鬘寺

五五 口上覚(浄栄寺七月四日余間並びに内陣願、同月本殿余間内陣出仕、二九日歸寺の報告) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二五・二cm×横三五・一cm

〔年代〕 (年不詳) 八月(江戸時代)

〔宛先〕 勝鬘寺様／御院代／西光寺殿

〔差出〕 春田村／浄栄寺

〔備考〕 状態少悪(虫損)。

五六 「御達申上候事」(本堂南にある木(檜)の伐採に関する通知)

豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二四・九cm×横三三・五cm

〔年代〕 (年不詳) 辰九月(九月二四日割印)(江戸時代)

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 勝鬘寺地中／浄土真宗／大津町下／法光寺

〔備考〕「達之通承届候／九月廿四日」と付属紙（縦二三・二cm×横五・二cm）あり。

五九 「奉願候御事」（墓所の松一本を伐採し鐘樓堂再建の木材とする旨、願い上げにつき） 豎紙 一枚

五七 「勝鬘寺末寺変更に関する承諾書」 切紙 一枚

〔寸法〕 縦三〇・五cm×横四二・一cm

〔年代〕 天保八四年二月（一八三七）

〔寸法〕 縦一五・八cm×横三七・一cm

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔年代〕（年不詳）一〇月二三日（江戸時代）

〔差出〕 大津町下／勝鬘寺（印）／代 法光寺（印）

〔宛先〕 ー

〔差出〕 大津町下／勝鬘寺／代 法光寺

六〇 「奉願上候御事」（座敷の火の元用心のため瓦葺の申請につき）

〔備考〕 勝鬘寺末寺の圓光寺が末寺を離れ本山直末になり、徳法寺が

豎紙 一枚

勝鬘寺末寺に入るとい届出。割印あり。

〔寸法〕 縦二八cm×横四〇・三cm

〔年代〕 天保一五年辰九月（一八四四）

### 【E】当寺諸堂造営史料

〔宛先〕 寺社御奉行所

五八 「御達申上候口上覚」（大風による倒木伐採） 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二四cm×横三三・八cm

〔備考〕 割印あり。付属紙あり。

〔年代〕（天保八年）西八月一七日（一八三七）

〔差出〕 本山直末／浄土真宗／大津町／勝鬘寺／達雄（印）／代／笹屋町／乗西寺（印）

〔宛先〕 寺社御奉行所

六一 「奉願上候御事」（太鼓堂瓦葺の儀につき） 豎紙 一枚

〔差出〕 勝鬘寺

〔寸法〕 縦三〇・七cm×横四〇・七cm

〔備考〕 九月付寺社奉行所印貼り紙あり。

〔年代〕 弘化四年巳七月（一八四七）

〔差出〕 勝鬘寺

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔備考〕 九月付寺社奉行所印貼り紙あり。

〔差出〕 勝鬘寺（印）／病氣二付／代 法光寺（印）

〔備考〕 割印あり。付属紙（願之通承届候／七月四日）あり。

六二 「奉願上候御事」（乘西寺、庫裡、土蔵火の元用心のため平瓦葺の

申請につき） 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三二・五cm×横四五・四cm

〔年代〕 嘉永二年酉一〇月（一八四九）

〔宛先〕 勝鬘寺殿／御院代／法光寺殿

〔差出〕 笹屋町／乘西寺（印）

〔備考〕 状態少悪（破れ）。

六三 「奉内伺候御事」（石塔の台石に関して、平岩家と林家の問題につ

き下書） 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二四・九cm×横二七・三cm

〔年代〕（年不詳） 卯正月二五日（江戸時代）

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 本山直末大津町下／浄土真宗／勝鬘寺／達雄

〔備考〕 朱書きで「天保二年／十四年」と追記。後に「卯」の年から

推測して追記したと思われる。

六四 「御達申上候御事」（庫裡再建につき） 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二七cm×横三七・五cm

【特別調査報告】 名古屋勝鬘寺史料

〔年代〕（年不詳） 巳二月（江戸時代）

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 本山直末／浄土真宗／大津町／勝鬘寺／達雄

六五 「境内図」 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二九・五cm×横四〇・九cm

〔年代〕（年月日不詳）（江戸時代）

〔宛先〕 ー

〔差出〕 ー

〔備考〕 状態少悪（破れ）。

## 【F】 諸寺宝物弘通史料

六六 「奉願上候御事」（中島郡二俣町勲順寺宝物弘通の許容願い上げに

つき下書） 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二八cm×横三七cm

〔年代〕 天保一三年寅正月（一八四二）

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 本山直末浄土真宗／大津町／勝鬘寺／達雄（印）／代 笹屋

町／乘西寺（印）

〔備考〕 小紙（縦一三・〇cm×横二・五cm）あり。

六七 「奉願上候御事」(廣井慶栄寺宝物弘通の許容願い上げにつき)

豎紙 一枚

〔寸法〕 縦三三・三 cm × 横四三・三 cm

〔年代〕 天保一三年寅六月(一八四二)

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 本山直末 / 浄土真宗 / 大津町 / 勝鬘寺(印) / 達雄 / 病氣之

公代 / 同所 / 法光寺普観(印)

六八 「奉願上候御事」(宝物弘通に際する矢場町庄吉の揚弓場所借受申

し入れに対し、貸渡の許容を寺社奉行へ願い上げにつき)

豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二八・二 cm × 横三九・四 cm

〔年代〕 弘化三年午三月(一八四六)

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 勝鬘寺(印) / 代 法光寺(印)

六九 「奉願上候御事」(中島郡大矢村専西寺宝物弘通の許容願い上げに

つき写) 豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二四・五 cm × 横三四・五 cm

〔年代〕 嘉永七年一二月(一八五四)

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 大津町 / 勝鬘寺 / 代 法光寺

七〇 「御願申上候事」(中島郡大矢村専西寺宝物弘通につき)

豎紙 一枚

〔寸法〕 縦二七・五 cm × 横三九・五 cm

〔年代〕 嘉永七年寅一二月(一八五四)

〔宛先〕 寺社御奉行所

〔差出〕 大津町 / 勝鬘寺(印) / 代 法光寺(印)

### 【G】 弘化四年三河乗蓮寺改派一件

七一 「(一) 御達申上候御事、並びに、(二) 差上申一札之事」(乗蓮寺

改宗企ての折、勝鬘寺達了公儀中に追放を仰せ付けられるが、それ

が赦された件につき写) 仮綴 一綴

〔寸法〕 縦二五・五 cm × 横一九 cm

〔年代〕 (一) 未四月二六日 / (二) 弘化四年丁未三月晦日(一八四七)

〔宛先〕 (一) (二) 寺社御奉行所

〔差出〕 (一) 勝鬘寺 / 代法光寺 (二) 本多中務大輔領分 / 勝鬘寺

〔備考〕 紙二枚を紙縫りで仮綴じ。



七二 「(一)勝鬘寺住職申付候 勝鬘寺元住職達了実子鷹丸命名につき、

(二)御達申上候御事(乗蓮寺改派と勝鬘寺達了追放の赦)、(三)差上申一札之事(寺社奉行所へ達了の追放の赦し)」

仮綴 一綴

〔寸法〕 縦二五・五cm×横三五cm

〔年代〕 (一) 文政二年三月二十九日、(二) 巳七月、(三) 弘化四年巳三月晦日(一八四七)

〔宛先〕 (一) 一、(二) 寺社御奉行所、(三) 寺社御奉行所

〔差出〕 (一) 一、(二) 勝鬘寺/代法光寺、(三) 本多中務大輔領分/三河額田郡針崎/勝万寺元住持達了/死失二付/同寺当住/勝万寺/達雄

〔備考〕 紙三枚を紙縫りで仮綴じ。

## 【H】 安政三年勝鬘寺勸進相撲

七三 乍恐奉願上候御事(大津町勝鬘寺相撲興行につき) 縦紙 一枚

〔寸法〕 縦三一・六cm×横四三・五cm

〔年代〕 安政三年辰三月(一八五六)

〔宛先〕 一

〔差出〕 勸進本 雪風弥三郎(印)、差添人 滝之松兵蔵(印)

〔備考〕 「隅田川幸七江 御免被成下相撲」とあり。

七四 「勝鬘寺にて勸進相撲興行に付遵守誓約書」 切紙 一枚

〔寸法〕 縦一五・七cm×横一四・四cm

〔年代〕 年不詳三月二日(江戸時代)

〔宛先〕 一

〔差出〕 一

七五 「勸進相撲、勝鬘寺境内へ持ち出し興行のために地所貸遣の承届につき書状」 切紙 一枚

〔寸法〕 縦一四・九cm×横三六・三cm

〔年代〕 年不詳三月三日(江戸時代)

〔宛先〕 勝鬘寺

〔差出〕 一

## 【I】 追加

七六 「永代祠堂金請取証文」 縦帳 一冊 《史料翻刻(5)》

〔寸法〕 縦三二・三cm×横二三・一cm

〔年代〕 文化五年十一月(一八〇八)

〔宛先〕 一

〔差出〕 勝鬘寺

(目録・了)

《史料翻刻(1)》「宣如御書 勝鬘寺十五日講中」

(ウハ書)

「尾州名護屋勝万寺

十五日講中 宣如」

(本文)

講中より為志黄金

二両到来厚慮之至覚候

抑六道生死の中にうけ

難きハ心身あひ難きは

仁法也然るに我等たまく

受かたき人身を受まれに

弘願の一乗にあひ奉る事

盲亀の浮木にあへるかことし

喜びの中の悦ひにあらずや

よくく思ひはかふへき事二而候

扱此一流の肝要と云ハ更に

智慮才覚もいらす只一心に

阿弥陀如来後生御助け候へと

頼奉るたち所に撰取不捨の

光益に預り正定聚の位に

住するをもて頼中之頼の教とハ

申也かくのことく一念帰命の信心

発得の上にハ仁忍の廣大なる

処を念し常に称名念仏

申へき計にて候相構て油断

有ましく候穴賢く

二月六日 宣如(花押)

尾州愛智郡

名護屋勝万寺

十五日講中

〔解説〕東本願寺第三代宣如(一六〇四―五八)から尾張国愛知郡名古屋勝鬘寺の十五日講中であてて出された御書。「御書」とは本願寺住職が出す書状(「御消息」)で、江戸時代にはこの「御書」を受け取る真宗門徒の「講」集団が形成され、「講」の場で「御書」が拝読され、法義聴聞・相続の信仰活動が行われた。この史料から、江戸時代初期の勝鬘寺に「十五日講中」という信仰集団があったことがわかる。

《史料翻刻(2)》「系図」(勝鬘寺先祖代々)

師輔

右大将右大臣

正二位号五條殿

十一

系図

大織冠鎌足

内大臣姓賜藤原姓

兼家

撰政大政大臣従一位

元中臣氏

号法興院殿

不比等

右大臣従二位

貼紙(後筆)

「長良 冬嗣ノ子

又文忠了諡淡海公

基経ノ父」

房前

中衛大将

道隆

防門水無瀬等祖正二位撰政

贈正一位大政大臣

大臣天曆七癸丑生長徳元十月

真楯

大納言式部卿

四日薨

正二位

隆家

信濃守正二位權中納言

内磨

右大臣左近衛大将

長久五正月薨号大炊師

贈左大臣従二位

貼紙(後筆)

「隆家 菊池ノ先祖也

冬嗣

正二位左大臣

経輔以下別系也」

号閑院

経輔

正二位權大納言

良房

撰政従一位大政大臣

永保元八月七日薨

基経

昭宣公大政大臣

師信

正二位下

撰政従一位

播磨守

貼紙(後筆)「基経ハ長良ノ子」

経忠

周防近江守兵部大将

忠平

従一位撰政大政大臣

保延四年七月十五日薨

貞信公

十七

忠能 大式左京大夫正二位

保元三三月六日卒

經親 從四位下

民部大夫

經教 三州權守

從五位下

信輔 正四位下左京大夫 信親 甲斐權守

元曆元年卒 從五位下

了海 又号信賴俗名袈裟太郎行年

八十三歳文永十一甲戌年四月八日薨

明和七年マテ四百九十七年ニ成

三州上和田村勝鬘寺、本是天台之末学也、然貞

永二年秋八月、本願寺之元祖親鸞聖人、自關東

(後筆)「改元而天福元年」

歸洛ノ時、滞三留三州矢作駅一、示ニ於浄土真宗之要

義一、國中男女道俗悉無レ不<sub>レ</sub>歸服一、因レ是、了海ト与三河西

同派之僧一、相議シテ曰、是我宗破滅之由也、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>急

进一、雖然、用<sub>二</sub>鬪諍一、非<sub>二</sub>沙門ノ法一、但、防<sub>二</sub>彼旅館一、論<sub>二</sub>

宗之邪正一、若決シテ邪法則当遂斥レ之、若卓正法

則宣<sub>レ</sub>随<sub>二</sub>其教一、評定既ニ成約行八月十五日而十四日

風雨甚急、因而、了海、以<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>我將一俟、明日則矢作ト福

寫ノ二河通路已絶畢、素懷遂、十四日、独行<sub>二</sub>矢作

之沢一、謁<sub>二</sub>聖人一、雖<sub>四</sub>毫毛自豎知<sub>三</sub>非<sub>二</sub>直也人一、尚為<sub>レ</sub>究<sub>二</sub>

其精華一、前席役、一同其所參、義理甚深、非愚

意之別説、窺及、忽墮<sub>二</sub>千随喜之淚<sub>一</sub>拜<sub>シテ</sub>為<sub>二</sub>師

範一、其翌日、同流之僧等、如<sub>レ</sub>約、雖<sub>二</sub>相來一、困<sub>二</sub>了海

諄々之語<sub>一</sub>、俱屈而為<sub>二</sub>弟子一、尔<sub>ヨリ</sub>後、為<sub>二</sub>妻帯之身<sub>一</sub>

相統子孫於<sub>二</sub>万古之後<sub>一</sub>或既、親鸞聖人於<sub>二</sub>

州矢作之邑、柳堂説法シ玉フ、其後、真弟顕智

聖人於<sub>二</sub>薬師寺即柳堂、説<sub>二</sub>專修之法一、袈裟太郎

聽而之、随喜感歎、忽出家シ、号改<sub>二</sub>信願一、然後

碧海郡近江莊赤洪邑草創<sub>二</sub>一道場一、其後、

又移居<sub>二</sub>於上和田之邑一、

念信 安藤薩摩守

了尊

了寛

△了頓

了翁

△了月

了勲

了恵

長松丸

幼稚愚夫母喪

両親死去之事

長若 異腹

女

父ノ信性滅後、兄弟、起ニ於家督之諍論一、舍弟

長若之老母、因レ致ニ種々謀略一、叛ニ于長若一之門葉

大半無故ニ、長松丸ハ、雖下竊ニ負ニ信性真影へ、与ニ累

代相伝ノ太力ニ伴ニ從臣一人一、暫ク退出レト上、寺中一、不達短命

卒死、然後、帰ニ于長松丸一之門葉、記ニ此由、於東山殿一

請ニ寺職之僧一、因レ之、頓円鸞芸、来ニ于三州一、定ニ門

下之騒動一、又以ニ蓮惠一、任ニ寺職一、使ニ此女一、為帰ニレ蓮惠、或

説專修寺息男、又古伝之説云、

蓮如上人之連枝「未詳其实名」

了善 了通

了顯 明応四乙卯季、自実如上人賜法号

蓮如上人掣

了顯、在住ノ時、痛水難、移居於春崎ノ邑

亨祿三庚寅五月十七日遷化

光寿丸 相統佐々木上宮寺

了勝 実如上人自り賜法号

了順 証如上人ヨリ賜法号

超了 証如上人自り賜法号 早世

了意

永祿六癸亥季、三州三箇寺、随他謀、不憶

敵テ 家康公挑戦、自十月到明年正月、既戦

員走四方、当斯時、了意、引妻子眷属弟

隠キ信州井ノ上邑、然間二十二年日後、天正十三年、因テ石

州日向守老母之告、別離忽蒙帰国安堵之

恩赦狐疑不能帰故、再賜寺領寄進之

御黒印而後還寺ス、

文祿元壬辰四月廿八日遷化、行年四十二、

諡青林院

順誓

於ニ尾州清洲城下一、創ニ一道場一、即号ニ

勝鬘寺一至今、其地曰勝鬘寺町

女 嫁于尾州名古屋万福寺

了明 兵部卿、天正拾四年八月、顯如上人 賜法号

母尾州犬山城主織田与次郎信康女

天正八年七月廿日、産于信州井之上邑、長于三州春崎

邑、然文祿年中、本願寺教如上人与舍弟准如

上人、有家督之諍論、天下ノ末学、悉服于准如上人、

当則時、順誓了明、了明二人、因于、教如上人ノ方人

速令上洛、專抽忠貞、然処、自准如上人、平井主水

云者、來使、其命曰、順誓・了明、宜加我方人、

然則、可捧誓盟之一紙云々兩人散不諾無然後

教如上人曰、吾聞、下間少進<sup>准如上人</sup>之<sub>臣</sub>、為誅不服准如上人

之末学、既引軍兵、發向<sup>于</sup>加州<sup>一</sup>、又可<sup>二</sup>直誅謬<sup>一</sup>

三州勝鬘寺云、汝等速<sup>二</sup>令<sup>三</sup>歸<sup>レ</sup>郷、使妻子退<sup>二</sup>

他郊<sup>二</sup>云々、順誓・了明、自言嚴命之所、至

雖最重何為<sup>二</sup>妻子<sup>一</sup>、捨<sup>二</sup>累代之主君<sup>一</sup>、耶說

貼紙(後筆)「織田長定 柘植与七郎

從五位下大炊介」

我著<sup>二</sup>心妻子<sup>一</sup>、則争得<sup>二</sup>上洛<sup>一</sup>、耶唯与<sup>レ</sup>君<sup>二</sup>於生死<sup>一</sup>

則達甚全無<sup>二</sup>歸郷之色<sup>一</sup>、雖然、下間少進不<sup>レ</sup>能

發向<sup>二</sup>于三州<sup>一</sup>、是聞<sup>三</sup>了明為<sup>二</sup>柘桂大炊介与<sup>一</sup>之甥<sup>一</sup>

恐<sup>二</sup>其讐<sup>一</sup>報<sup>レ</sup>之故也、漸諍論事定、兩人俱將

歸郷之時、為<sup>二</sup>褒美<sup>一</sup>、賜<sup>二</sup>于前住上人真影<sup>一</sup>使者

下間<sup>(後筆)</sup>榎寮調<sup>レ</sup>之、慶長年中、了明、以<sup>二</sup>一身之

働作<sup>二</sup>包厨<sup>一</sup>、元和元乙卯季、檀越勳力建立

伽藍、同四年戊午四月廿七日、鑄撞鐘、鐘樓

吉田宗徳建立之、不經幾年、讓職嫡子教

了、又於尾州名古屋大津町、創別業、寛永

六年三月十九日、自岡崎、谷村源左衛門、買求

柳堂本尊、貽<sup>三</sup>之後世<sup>一</sup>、凡、了明生育立功

甚多故、謂之勝鬘寺之中興矣、

寛永十八年辛巳年、於尾州別業、遷化、行

年六十二歲、

家康公、御法郷岡崎大林寺自<sup>リ</sup>詣<sup>二</sup>箇所

安置ス、

信勝 童名於辰、治部卿

還俗号柘植市左衛門

始出家、住院家主、於遠州浜松霜垂道場

之住職、然因化諫、忽令還俗、仕<sup>二</sup>于因州城主

松平相模守<sup>一</sup>、承応二年九月廿二日於伯州

\*頭註「天正十四年／丙戌ノ生」

米子卒、行年六十八歲、法名蓮翁

尾繩半之丞

信郷 童名於虎

柘植喜左衛門

源衛門

於大坂戰場、属于本多豊後守之幕下、对敵、每

度得勝利、蒙疵於左ノ臆、帰陣之後、即仕于

本多豊後守、其後、又仕于尾州大納言義

直卿、然与傍輩發諍論、甚致勇敢之

働、遂退而、晦跡於關東

承応三年<sup>甲午</sup>四月廿三日卒 行年六十五歳

法名 連清

信行 八十郎 住尾州二俣村、有由石原氏名乘

女 嫁于尾州名古屋商家

石原八十郎 元祖 法名祐信

石原久左衛門 二俣村新田大将 法名道久

石原五郎左衛門 慶安元年 法名寂山  
御檢地之節案内

盲目任檢校

浄 石原伝右衛門

石原磯右衛門

石原安左衛門

石原市郎左衛門

延宝五年、濃州成戸村<sup>法名道栄</sup>引移、改名石原吉左衛門

女 二俣村家督相続  
石原平左衛門妻

成戸村二而別家壯年

石原十右衛門 死去名跡石原吉大夫

改名十左衛門 石原十右衛門

石原吉兵衛 京都角倉与一殿手代

石原武左衛門 成戸村家督  
子孫繁栄 石原武右衛門

勝村小崎与惣右衛門妻

女子三人 勢州高松村善兵衛妻<sup>養寺</sup>

高須町中西平右衛門妻

石原牧右衛門 石原平藏

石原政右衛門 二俣村本家

相続

女子 女子馬奇村教応寺妻

法名道喜 甚左衛門

石原平右衛門 十右衛門 是八名古屋  
御家中岡

頭三右衛門方へ養子

仙治良 同御家中へ

被召出同心

相勤申

相勤申

石原源治郎 本家相続

市良左衛門

女子上丸測村和介妻

天及莉安賀村

正福寺江入院

勇治良

石原留八

女子同村弥曾右衛門妻

信教白坂雲光寺弟子

伊三良

留吉

女子 山新田文蔵妻

寛政二年<sup>庚戌</sup>八月、御領分中不殘記録<sup>并</sup>

大坂両度之御陣之書物等所持仕候ハ、指出候

様、御触有之、則鵜多須<sup>ウツス</sup>御役所御代官真鍋

茂太夫殿<sup>ハ</sup>此一卷差上候処、珍敷書物<sup>ニ</sup>候得者

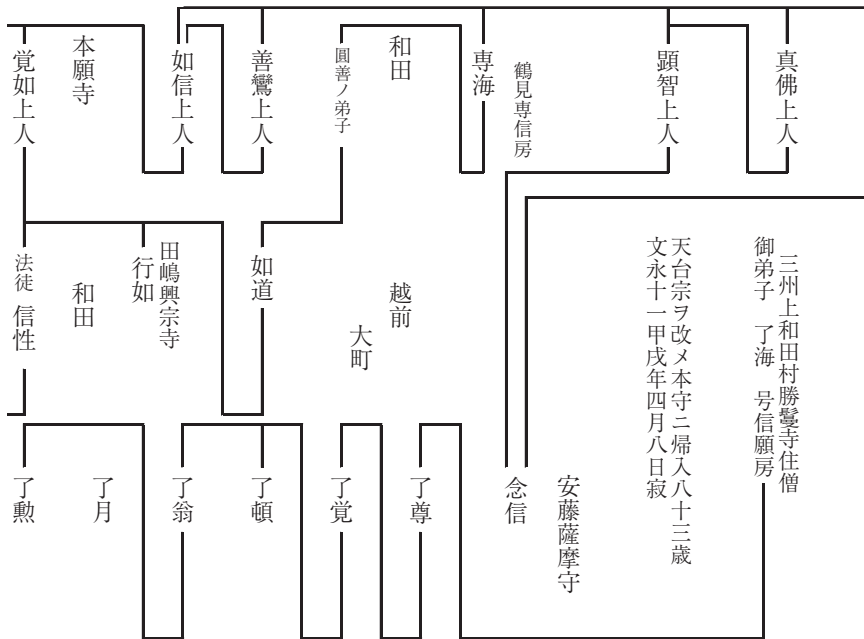
〔<sup>抹消</sup>〕被仰渡候、

〔解説〕勝鬘寺の先祖代々の名とその主立った事績を記した系図。末尾に寛政二（一七九〇）年の提出に関する記録がある。開基とされる了海（袈裟太郎）の事績、信性の二子長松・長若の対立、石山合戦期における了意・順誓・了明の動向など、これまであまり知られていない内容があり、貴重な伝承史料である。

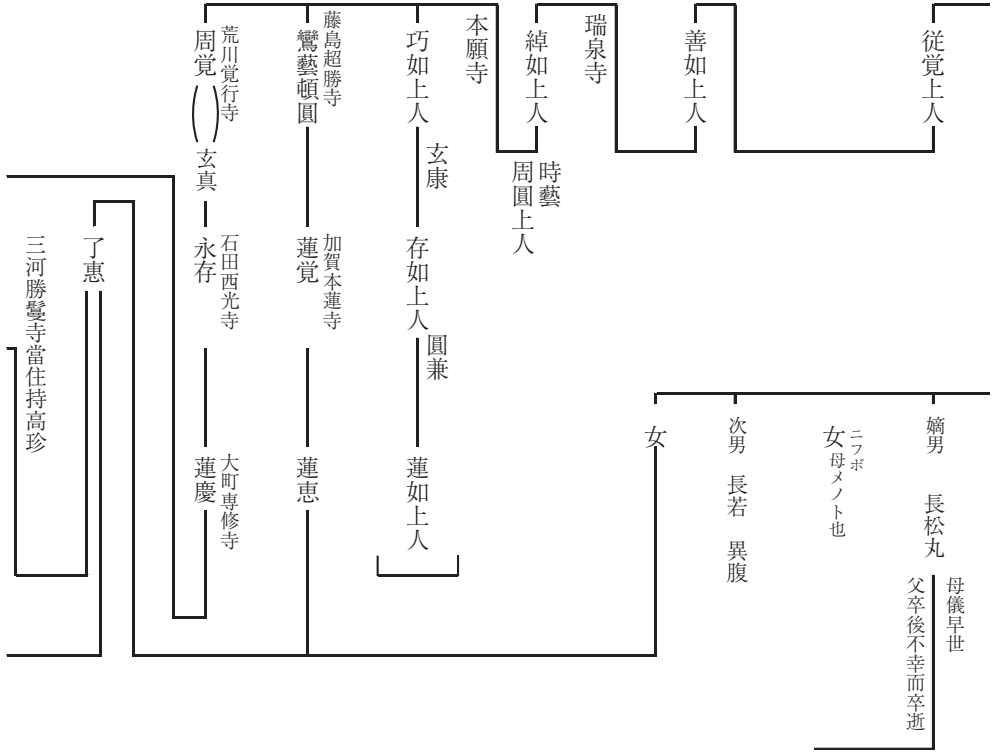
《史料翻刻(3)》「寺誌」(勝鬘寺家譜)

浄土真宗祖師親鸞聖人

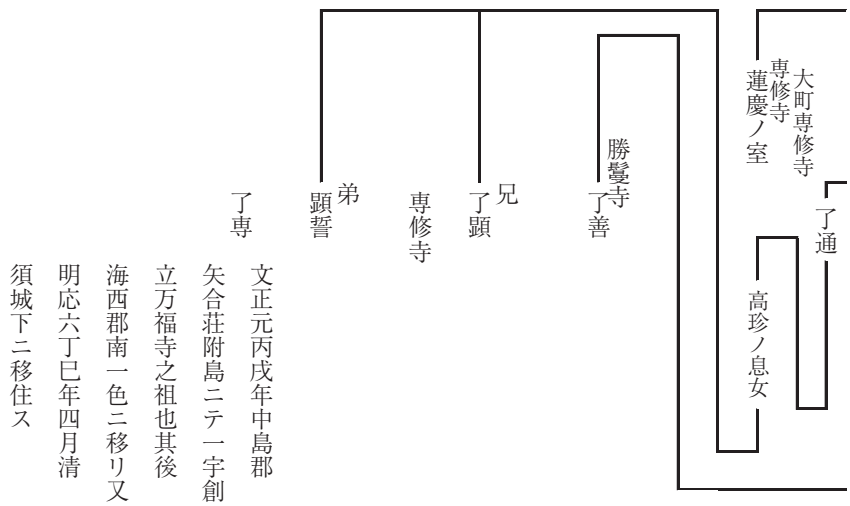
御法流







【特別調査報告】名古屋勝鬘寺史料



了顯

一名了願又号高岩入而三州勝鬘寺為

了善之嗣子明応四乙卯年自実如上人

賜法名拝受蓮如上人御筆之尊号百

枚当仕東海道門徒勸化承事明応八年

三月廿五日蓮如上人御往生之後来テ

清須会合了專坊幾度文龜元年愛知

郡米野普廣寺改禪宗為真宗令住真

藏坊或依而善明之願知多郡横根二道場

創立

永正元年八月二日実父蓮慶入寂因而越

前二趣向ス永正三年加賀一揆敗北ス朝

倉ノ軍吉崎和田藤島等ノ諸寺ヲ滅ス顯誓

了顯二從ヒ清須二居ス永正十七年七月実如

上人来テ海東郡新家普光寺拝礼太子之

靈像附与六字名号添書了顯此時上人二

随從シ処々往返ス

大永元年四月 日寺務讓テ了勝為退隱

於清須万福寺勸化ス西方寺法藏寺西教坊

宝泉寺善明坊真藏坊常順坊本龍寺二老

了西坊覺順寺正願坊正起寺普光寺来

集ス其後帰依之門徒相計別立勝鬘寺道場

享祿二年十年三日顯誓越前三国ニテ戰死ス

享祿三庚寅年五月十七日入寂

光壽丸

相統佐々木上宮寺

了勝

勝鬘寺相統

自実如上人賜法号

自參州上和田移テ清須与那古野城主織田信秀

犬山城主織田信康結好弘法西光寺淨賢寺

等加於末寺  
天文九庚子季六月十二日寂

了順

自証如上人賜法号自顯如上人御書拝受

永祿五年正月清洲城主信長公迎岡崎

城主元康公元康至清須於勝鬘寺憩信長

迎之入本丸両家結交戮力掃壤逆乱奉安叡

慮為救万民盟約其座敷自信雄公寄附永祿

十年十月自本丸引移之永祿六癸亥年三

州三筒寺随他謀略不憶敵テ松平公挑

戰自十月至明年正月戰員走於四方斯

時息男了意並二妻子眷属弟子等隱テ

信州井ノ上邑当寺退転而移住尾州清須

了明

天正八年七月二十日産于信州井之上邑称兵部

城下上宮寺勝祐亦移住尾州荻谷須賀

卿天正十四年八月自顯如人賜法号

了順居所寂年不詳

本願寺教如上人与舍弟准如上人有家督之

超了

自証上人賜法号早世

諍論順誓了明二人因テ教如上人速令上洛

順誓

於清洲城下別創立道場拝領寺地永久除

專抽忠貞然処自准如上人平井主水云

地被仰付至今其地日勝鬘寺町

使者来其命曰順誓了明宣加我方可捧

誓盟之一紙云云兩人敢不諾無然教如上人

女

嫁于尾州名古屋万福寺

曰吾聞下間少進准如之臣為誅不服准如之末学既

引軍兵發向于加州又可直誅 勝鬘寺

了意

於清洲城下勝鬘寺建立造宮而掌末寺

天正十三年因石川日向守老母之告訴雖

累代之主君耶唯説与君一於生死無婦郷

蒙皈国安堵之恩赦在為狐疑不能帰再

之色下間少進不能發向是聞了明為拓殖

賜寺領寄進之黒印而後還于三州

大炊介恐其讐報之故也漸諍論事定而

天正 年復帰清洲

治兩人俱得帰郷之時為褒美賜于祖師

文祿元壬辰年四月廿八日還化行年四十二

前住上人御影使者下間榎寮調之

諡号青林院

奉而徳川公之命本坊自清須勝鬘寺町

移テ名護屋替地寺領禰正万寺町

御門跡へ忠節尽力有之事

慶長十七年壬子 月 名古屋城下二移住

慶長年中了明以一身之働作自庖厨

元和元年乙卯 檀越勳力伽藍建立

元和乙卯年四月廿七日鑄鐘始吉田宗徳

建立鐘楼

寛永六年三月十九日自岡崎谷村源左衛

買求柳堂本尊貽之後世

寛永九壬申年成瀬正虎請而

尾州領主源敬公之命寺領被替

賜於大津町南領地固本坊自

正方寺町移住テ拝領地

讓職嫡子教了了明立功業多故謂中興

家康公御法号安置自岡崎大樹寺詣

三箇所寛永十八年辛巳年二月八日行年

六十二歳遷化諡号顕正院

〔解説〕先の「系図」と同様の内容を持ち、こちらのほうが系図の形態を持つが、ここでは「寺誌」としておく。歴代のうち、了顕・了順・了意・了明の事績が詳しい。精査検証が課題である。「系図」「寺誌」ともに言えることは明らかに不自然な誤字（写し間違い）があり、それは逆に、先行する史料の存在を傍証することにもなる。由緒を語り継ぐ（書き継ぐ）ありかたを考える上で興味深いものである。

《史料翻刻(4)》貞享二年徳川綱吉朱印状写

（包紙上書）

〔三河国額田郡針崎

勝万寺

一号 貞享二年 29ヶ（朱書き・後筆）

（本紙端裏）

〔貞享二年（朱書き・後筆）

（本紙）

参河国額田郡針崎道場

勝万寺境内之事任先規

弥不可有相違者也

貞享二年六月十一日

御朱印

〔解説〕徳川五代將軍綱吉が貞享二（一六八五）年六月一日付で、三河国額田郡針崎の勝鬘寺の境内地について、あらためて認める「朱印状」の写し。これを名古屋勝鬘寺が所持する意味はおそらく、尾張藩・名古屋城下における寺院としての社会的位置を示すためであろう。

《史料翻刻(5)》「永代祠堂金請取証文」

(表紙)

「永代

祠堂金請取証文

勝鬘寺」

証文之事

一、文金七拾四兩、同銀壹匁也

但 米切手  
平四包

右者、当寺御檀家加藤末吉殿御祖母

正受殿御病死後、右御家御断絶ニ被及、笹屋町

之内、右御家屋敷、御手前江町法之通、御讓

被請候処、御義理御志等を以、兼々御達被置

置段、御吟味御壳扨代金之内、兼而

御達之御入用分、御引扨、残り御達割

之通、半分通り当寺江代御寄付

被成下、右者、正受殿御家御先祖御代々

御檀縁之御衆中、不残為御菩提夫々

永代経并御年忌・御祥月・毎月

御命日、其外取計方等之儀、御引合

之趣、委細致承知、右之金銀、慥ニ致  
受納候処、実正也、

一、永代経之義ハ、毎月御命日ニ仏供相備

晨朝勤ノ後、分而致読経候儀、懇ニ相勤

可申候事、

一、御祥月二者、年々仏前江花束并仏供

相備へ、分而読経可致候事、

一、御年回之節者、御正当之四・五日已前ニ

其御方江御案内申入、逮夜之読経

相勤、当日之御法会ニハ院主致出府

御導師可相勤候、若差支御座候ハ、

同列之内、名代を頼、執行可致候、右節、

出僧之儀、毎度三部経之法会同様ニ

可致候時剋之儀ハ其節之御引合可申候、

但、夫々御法名并御法会執行之年並者、

別段ニ書付を以御引合申候、尤其節之

御様子次第三部経執行之御申入も、

可被成旨、致承知候、且御法会ニ御参詣之内

御詰之御方、御從者迄時分ニ及行候ハ、

御齋差出シ可申候事、

一、右、御墓所之掃除并花水供止候等

常々不怠様、懇<sup>ニ</sup>取計、益前<sup>ニ</sup>者

毎歳分而掃除可為致候事、

一、右、御石塔傾<sup>キ</sup>、又者破損之品出来之節ハ、

寺<sup>ノ</sup>永代修復可致候事、

右、条々永代夫々江申渡、急度相勤

可申候、尤住持替り候節ハ、後住其外夫々<sup>江</sup>

申繼無怠為相勤可申候、為後日加判

証文、仍而如件、

名古屋大津町下浄土真宗

文化五年辰十一月 勝鬘寺

右同所同宗

加判 法光寺

加藤三之右衛門殿

本文、御寄付ニ付、私共勝鬘寺同行

之儀、任仰御立合仕候、尤於右寺

前件執行取計等之儀、乍勿論

横柄邪儀籠略之致方等無之様<sup>ニ</sup>

取持末々同行<sup>江</sup>も申繼候、

以上、

鍛冶屋町筋

鍛冶屋

幸吉

両替町

岡崎屋

太兵衛

宮町

指物師

治助

〔解説〕文化五（一八〇八）年、加藤三之右衛門にあてて名古屋勝鬘寺が制作し、法光寺が加判した「永代祠堂金受取証文」の写し。檀家加藤末吉の亡くなった祖母の永代祠堂（供養）をめくり、家断絶に伴う屋敷地の扱いから、永代経・年忌・毎月命日等の読経や供物等に関する取り決めに至るまで、きわめて具体的な内容が記されている点で貴重な史料である。

（終）